

「日本屋外広告フォーラム」規約

第1条 (名称)

「日本屋外広告フォーラム」(以下、本フォーラム)と称する

第2条 (目的)

本フォーラムは、屋外広告業界の健全な発展及び振興に寄与すべく、屋外広告に関する調査方法、データ活用方法等について研究、開発、実験、業界標準化の検討を推進するとともに策定した DEC 及び屋外広告指標推定システムを管理し会員に供することを目的とする

第3条 (事業)

本フォーラムは、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 屋外広告の媒体評価を行うための調査方法の研究、検討
- (2) 屋外広告の媒体評価を行うためのデータ活用方法の研究、検討
- (3) 屋外広告の媒体評価を業界標準化するための方策の研究、検討、DEC 及び屋外広告指標推定システムの管理
- (4) 屋外広告の調査に関する情報の収集及び提供
- (5) 本フォーラムに関する広報活動
- (6) 前各号に掲げるものの他、本フォーラムの目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員等)

1. 本フォーラムの会員は、本フォーラムの目的に賛同して入会したものとする
2. 本フォーラムには正会員の他、会長の推薦により賛助会員として入会することが出来る
3. 本フォーラムに顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱し、会長の諮問に応じまたは意見を提供する

第5条 (入会)

1. 本フォーラムに入会をしようとするものは、入会申込書により申し込まなければならない
2. 法人または団体たる会員にあたっては、法人または団体の代表者として本フォーラムに対してその権利を行使する1人のものとして(以下「会員代表者」)を定め、会長(事務局)に届け出なければならない

第6条 (会費)

1. 会費は年間一口(理事社10万、会員社5万)の会費を納入しなければならない
2. 賛助会員は会費を免除とする
3. 特に会長が認めた会員については、会費を免除できる

第7条 (退会)

1. 本フォーラムを退会しようとするものは、書面をもってその旨を届けなければならない
2. 納入した会費は、理由のいかんに関わらず返還しない

第8条 (役員)

1. 本フォーラムには役員として、会長1名、理事複数名、会計監査1名を置く
2. 会長は、本フォーラムを代表し、会務を統括する
3. 理事は各委員の意見を取りまとめ、会務及び委員会活動を指導する
4. 会計監査は、本フォーラムの会計を監査する
5. 役員は、総会によって選任する
6. 役員の任期は、次回の定期総会までとする。但し、再任を妨げない

第9条 (総会)

1. 総会は第4条に定める会員をもって構成する
2. 総会は、定期総会を年1回開催する他、会長が必要と認めたときに開催する
3. 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない
4. 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、賛否同数の場合のときは議長の決するところによる
5. 総会の議長は、会長が務める。但し、会長に差し支えがある場合は、役員会においてあらかじめ定められた順序により、他の役員がこれに代わる
6. 総会は、次に掲げる事項を決議する
 - (1) 規約の制定及び改正
 - (2) 役員を選任
 - (3) 理事指名の承認
 - (4) 基本運営方針、事業計画、収支予算の決定
 - (5) 事業報告、会計報告の承認
 - (6) その他、本フォーラムの運営に関する重要な事項

第10条 (理事会)

1. 本フォーラムに理事を置く
2. 理事は、会長が指名し、総会の承認を受ける
3. 理事の任期は次の定期総会までとする。但し、再任を妨げない
4. 理事により理事会を組織する
5. 理事会は、次の事項を審議決定すべく、年1回開催する他、会長が必要と認めたときに開催する
 - (1) 総会に提出すべき事項
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) 会長が特に必要と認めた事項

(4) その他、総会の議決を要しない執行

第11条 (幹事社会)

1. 本フォーラムは理事会のサポート機関として、幹事社会を置く
2. 幹事社は、理事会にて指名を行い、総会の承認を得る
3. 幹事社の任期は次の定期総会までとする。但し、再任を妨げない
4. 幹事社により幹事社会を組織する
5. 幹事社会は、次の事項を審議決定すべく、随時開催する
 - (1) 理事会に提出すべき事項
 - (2) 理事会から委任された事項
 - (3) その他、理事会の議決を要しない執行

第12条 (委員会)

1. 本フォーラムは事業の円滑な運営を図るため、委員会を設置する
2. 委員会設置には、総会の承認を受ける
3. 各委員会は、委員長を任命し、理事会にて承認を受け、委員会を統括する
4. 委員会メンバーは、委員長からの推薦と本フォーラム会員社からの自薦とする
5. 委員会は、次の事項を審議決定すべく、随時開催する
 - (1) 幹事社会に提出すべき事項
 - (2) 幹事社会から委任された事項
 - (3) その他、幹事社会の議決を要しない執行

第13条 (事務局)

1. 本フォーラムの事務処理のための事務局を置く
2. 事務局は株式会社ビデオリサーチに置く

第14条 (経費)

本フォーラムの運営上必要な経費は、会員会費、寄付金、その他の雑収入をもって充てる

第15条 (会計年度)

本フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第16条 (委任)

この規約に定めるものの他、会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める

附則

1. この規約は平成29年度総会の承認を経て平成29年6月1日から施行する
2. 本フォーラムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする

平成29年5月24日
日本屋外広告フォーラム
会長清水公一